

多様な価値観に曝される学校

—カナダにおける宗教と教育をめぐる憲法学的一考察—

山本 健人

1. はじめに

教育—とりわけ公教育—は、宗教的多様性と国家の「宗教的中立性」をめぐる議論の主戦場であり、カナダにおいては、歴史的な背景と深く結びついている問題であるとともに⁽¹⁾、現在でも、宗教的多様性と如何に向き合うか、という難問に関する最も論争的な領域だとされている⁽²⁾。本稿は、その中でも宗教と教育カリキュラムに関わる問題が争われた二つのカナダ最高裁判決を憲法学的に分析し、①カナダにおける宗教的中立性の意味と、②多文化社会に求められる学校教育の在り方について、その一端を明らかにすることを目的とする。

カナダでは、1982年の権利及び自由に関するカナダ憲章⁽³⁾が信教の自由を定めるものの、いわゆる政教分離に関する規定を持たないので、憲法上、宗教的中立性は信教の自由保障のコロラリーとして理解される⁽⁴⁾。「宗教的中立性」には、大きく分けると、①「国が一定のサービスを提供する場合などに、それが宗教・非宗教を問わず平等・公正に行われる」という理解(宗教と非宗教、宗教間の平等)と、②「国が宗教活動、宗教への援助、関与・干渉などを通じ、宗教と結びついてはならない」という理解(国家と宗教の分離、あるいは公共空間の非宗教化)の二つの理解が存在するとされる⁽⁵⁾。この点、カナダにおける国家の宗教的中立性がどのような「中立性」を意味するのかを明らかとする解釈が必要となる。なお、カナダにおいては(とりわけカナダ最高裁においては)、「世俗主義(secularism)」と「宗教的中立性(religious neutrality)」を厳密に区別して用いていない場合があることをあらかじめ指摘しておく。

2. チェンバレン判決

二つのカナダ最高裁判決の一つが、2002年に下されたチェンバレン判決(Chamberlain

v. School District No.36)⁽⁶⁾である。本件は、正面から憲法解釈が判断された事例ではないが、本稿が明らかにしようとする二つの問を考える上で非常に重要である。

2-1. 事実の概要

本件の中心的問題は、ブリティッシュ・コロンビア州サレー学校区の教育委員会(以下、「教育委員会」)が、同性の両親からなる家族を描いていることを理由として、3冊の補助教材⁽⁷⁾を認可しないとした決定が正当か否かである。教育委員会が3冊の補助教材を認可しなかった背景には、サレー学校区内の学校に子どもを通わせている親のうち、宗教的な理由から同性愛ないし同性の両親からなる家族を認めることができない者の要求に基づき、彼らに配慮したという事情がある⁽⁸⁾。ブリティッシュ・コロンビア州の学校教育法⁽⁹⁾は、85条(2)(b)で、州の教育担当大臣に教材を選択する権限を与え、教育委員会に補助教材⁽¹⁰⁾を決定する権限を与えていた。教育委員会は、選挙によって選ばれる代表機関の一種である。幼稚園及び小学校1年次に適用されるカリキュラムの中には、「家族生活」に関する内容が含まれており、そこでは「様々な形態の家族を認識させること」も教育目的となっていた。サレー学校区の幼稚園教諭であったジェームズ・チェンバレン(James Chamberlain)氏は、当該カリキュラムの補助教材として問題となった3冊の補助教材の使用を求めたところ、教育委員会によって不許可の決定が下されたため、この合理性を争った。

2-2. 法廷意見の概要

ベヴァリー・マクラクリン(Beverly McLachlin)首席裁判官によって法廷意見が執筆された⁽¹¹⁾。

彼女は、教育委員会の決定の妥当性に関し本件では、①教育委員会が学校法上の義務に則った決定を行ったか、②当該決定が憲法上の権利を侵害するか、という二つの主張がなされているが、①の問題として処理すべきであるという(paras.1-3)。そして、教育委員会の行政裁量の行使を審査する手法としては、合理性の基準(standard of reasonableness) —いわゆる判断過程統制の手法—を用いるのが適切であるとする(para.8)⁽¹²⁾。従って、教育委員会の判断過程の適切さが問われることになるが、主要な点は、学校教育における「世俗性」を要求する学校教育法76条を適切に考慮したかである。

マクラクリン首席裁判官は、まず学校教育法76条の意味を確認する。すなわち、教育委員会には、学校教育法76条によって、「厳格に世俗的で、反宗派的な原理(strictly secular and non-sectarian principles)に基づいて行動」することが課せられているが、学校教育法の要求する世俗主義は、教育委員会内部の協議や決定の過程に宗教的関心事の居場所がないことを意味しない。教育委員会のメンバーは判断過程に親や当該コミュニティの宗教的見解を持ち込む権利を持つ。「宗教は人々の生活の不可欠の側面であるの

で、会議室のドアの前に置いてくる (be left at the boardroom door) ということはできない」のである。しかし、「世俗主義」はコミュニティ内のある宗教的見解を、コミュニティ内の別のメンバーの (宗教的) 価値観を除外するために用いることを許さない。教育委員会は親の宗教的関心事に取り組むことができるが、「平等な承認と尊重」をもってコミュニティの他のメンバーを扱う方法でなさなければならないのである (para.18-19)。さらに彼女は、「学校教育法による世俗主義の強調は、カナダが多様で多文化な社会であり、合理的配慮 (accommodation)、寛容、多様性への尊重という価値によって結びついているという事実を反映しており、このような価値は、平等と少数派の権利という我々の憲法のコミットメント」に基づいていると述べる (para.21)。

そして、教育委員会の決定の誤りの一つは、学校教育法による「世俗主義」の要求を考慮することの失敗であると指摘する。マクラクリンによれば、教育委員会は、同性の両親からなる家族に道徳的・宗教的な懸念を抱く親の意見を考慮して行動しているが、同性の両親からなる家族の子どもたちが「学校教育システムの中で平等な承認と尊重を受ける」という利益を考慮していないのである (para.58)。

また、マクラクリンは、教育委員会が 3 冊の絵本を排除する決定をした際に採用した評価基準にも誤りがあるという。教育委員会は、同性の両親からなる家族について、幼稚園児や小学校 1 年次の子どもに教えることは、多くの場合で、家庭で教えられることと学校で教えられることとの間で不一致を起し、子どもを混乱させるため、年齢に不相応な内容であると判断している。しかしマクラクリンによれば、このような「認知的不協和 (cognitive dissonance)」⁽¹³⁾ は、多文化社会であるカナダにおいて日常的に起こっているため、それ自体が排除の理由にならないという (para.65)。さらに、当該絵本の持つ影響力は、教室内に実際に同性の両親からなる家族の子どもが存在すること以上の部分に限定されるべきであり、それは「寛容のメッセージ」であるとする。そして、寛容の問題は「常に年相応 (age-appropriate)」の問題なのである (para.69)。この点は、本稿の核心的問題の一つであるため、2-3-2. で詳しく検討する。

マクラクリン裁判官は、主に教育委員会の決定が学校教育法の要求に従っていないことを理由に、当該決定を不合理であると結論付け、当裁判所の示した基準の下で決定を再考するよう教育委員会に命じている (paras.73-74)。

2-3. 分析

2-3-1. 世俗主義の意味と宗教的中立性の核心

まず、本判決が持つ、カナダにおける宗教的中立性の意味に関する論点への示唆について検討しよう。マクラクリン裁判官による法廷意見は、ブリティッシュ・コロンビア州の制定法である学校教育法 76 条の規定する「世俗主義」の意味は、多様な価値観に対して、「平等な承認と尊重」をもって取り組むことを意味すると判示している。さらに、「宗

教は人々の生活の不可欠の側面であるので、会議室のドアの前に置いてくるということとはできない」と述べ、公的な領域における政策決定過程だとしても宗教的考慮が入り込むことを許容している。加えて、彼女は、このような理解が憲法のコミットメントを反映していると述べている。この点に関し、ハワード・キスロウィック (Howard Kislowicz) は以下のように指摘する。チェンバレン判決において、「宗教とのつながりが全くないこと」として通常定義される「世俗」という言葉の意味が、「寛容の価値」に変化している。「世俗」は「他の価値観を排除しないこと」という意味になっている。言い換えれば、「世俗的」であるとは、宗教的ないし非宗教的な考えに関する寛容なのである、と⁽¹⁴⁾。

チェンバレン判決において、マクラクリンは「宗教的中立性」という言葉を用いないが、通常は非宗教を意味する「世俗主義」を、多様な(宗教的)価値観に対する「平等な承認と尊重」を意味するものと位置付けた。このことは、カナダにおける国家と宗教の関係について、両者を分離する方向性を理想としなことが示されたといつてよいだろう。

そうすると、国家と宗教の関係について、どのような関わり方が許容され、どのような関わり合いであれば許されないのかが問題となる。「平等な承認と尊重」や「多様性の価値の尊重」、「合理的配慮や寛容」といった観念がその線引きをする指針となることは本判決からだけでも示唆されるが、個別具体的な検討を必要とする。本稿で包括的な検討を行うことはできないが、学校教育が中立であることを求めるケースについて簡単に検討しておきたい⁽¹⁵⁾。このようなケースが、本来的には宗教的中立性に関する主要な問題であり、中立性理解の核心的な部分でもあるからである。

その代表的なケースは、ジルバーバーグ判決 (Zylberberg v. Sudbury Board of Education)⁽¹⁶⁾ である。本件では、オンタリオ州の公立学校で朝礼の際に行われていたキリスト教のお祈り (Lord's Prayer) 及び聖書等の朗読は、憲章 2 条 a 項で保障された信教の自由を制約し、憲章 1 条の下で正当化できないと判断された⁽¹⁷⁾。オンタリオ州控訴審裁判所によれば、教室から退出することや沈黙することを認めるなどの免除措置 (opt-out) は許可されており、そのようなお祈りは宗教的実践を直接的に強制するものではないが、免除措置も、そのようなお祈りを共有しない生徒にとっては、免除の要求をするために、その効果において、公的な機関(教師)に対して自身の宗教を暴露することを強制されるのである。もう一つの注目すべき判決が、カナダ人権擁護協会判決 (Canadian Civil Liberties Assn. v. Ontario)⁽¹⁸⁾ である。本件では、一週間のうち 2 回、30 分の「宗教教育」に時間を割くよう要求するオンタリオ州規則は、キリスト教的信仰を生徒に教え込む (indoctrination) という目的を有しており、それゆえ信教の自由を制約し、憲章 1 条のもとで正当化することもできないと判断された。オンタリオ州控訴審裁判所は、宗教教育を行う牧師が、「宗教を比較的に教える素養を身に付けているという証拠がない中では、その規則の目的は[宗教の]教え込みである」(括弧内筆者、以下同じ)。当該規則は生徒に対して宗教教育からの免除を許可しているが、当該規則の教え込み的な目的な

いし効果は、免除措置を設けるという事実によって変更されることはない。免除を望むあらゆる生徒は「非キリスト教徒としてスティグマ化され、支配的宗教のメンバーである彼らの仲間の生徒から切り離される」と判断した。

これら二つの判決で、裁判所は、特定の宗教を是認することで、その他の宗教を信じるものに対して排除のメッセージを送ることを信教の自由の制約だと認定し、免除措置を設けたとしても、憲章1条のもとで正当化することはできないと判断している。裁判所が「強制」という言葉を使うため、構造が見え難いが、そこで問題とされているのは、宗教的少数派が「当該社会からの排除」を感じることであり⁽¹⁹⁾。実質的には「平等な承認と尊重」や「多様性の価値の尊重」をしていない宗教と国家との関わり合いを信教の自由に違反すると判断している。チェンバレン判決同様、多数派によって、その他の人々に多数派の文化的規範や基準を課そうとしたり、正当な理由なく公的生活のあらゆる場面において同調を要求したりすることを、判例が一貫して許容してこなかったということが確認される。

2-3-2. 認知的不協和という日常

次に、マクラクリン裁判官が、「認知的不協和」を多文化社会の日常と指摘した点について検討する。やや長くなるがこの点に関する判示を引用しておこう。

コミュニティ内に異なった家族モデルが多数存在することは、ある子どもたちは、必然的にある親にとっては認められない家族モデルの子であることを意味する。そのような子どもたちに、自身の家族モデルについて議論する機会を与えることは、他の子どもたちを認知的不協和に曝すことになる。しかし、このような不協和は避けられることでも、有害なことでもない。多様な生徒から構成される公立学校システムにおいて、子どもたちは日々、認知的不協和に出会うのである。彼らは、彼らのクラスメイトや教師らが、自分たちが食べてはならない食べ物をランチに食べているのを見かけるだろうし、…自分たちが着用することを禁止されている衣服を着ているのを見るだろうし、…宗教的な儀式を行っているのを見るかもしれない…。このような出会いから生じる認知的不協和は、多様性のある社会における単なる生活の一部である。それはまた成長の一部でもある。このような経験を通して、子どもたちは自らの価値観のすべてが他者に共有されていないことを認識するのである(para.65)。

いくらかの認知的不協和に曝されることは、子どもたちが寛容それ自体に伴っているものを学ぶためにほぼ間違いなく必要である。…寛容について学ぶということは、我々の見解と他者の見解の一致に依存することなく、我々から尊重されるという他者の権利を学ぶことである。子どもたちは、家庭で教えられている見解とは異

なった見解に曝されることなくして、このことを学ぶことはできない (para.66)。

ここでのマクラクリン裁判官の判示には、まず事実認識のレベルで、多文化社会における認知的不協和が日常の出来事であり、回避不能の現象であることが示されている。その上で、認知的不協和に曝されることが、寛容や他者の尊重を学ぶために必要であると述べている。従って、子どもたちが認知的不協和に曝されることを理由にして、補助教材の認可を拒否するのは誤っているとしたのである。この判示に、子どもたちを認知的不協和に曝さなければならないという規範的レベルの主張が含まれるかは、微妙なところである。この点については、3-3-2. で再び扱うこととしたい。

この認知的不協和を日常ととらえる考え方は、学校における宗教的シンボルの着用に関する問題—憲法学においても「スカーフ問題」としてよく知られる問題⁽²⁰⁾—にも一定の示唆をもたらすと考えられる。カナダにおいて⁽²¹⁾、また日本の憲法学においても、公立学校に通う生徒のスカーフ着用についてはこれを認めるべきとする見解が支配的と思われるが、教師が身に着ける場合については必ずしも意見が一致していない⁽²²⁾。この点、認知的不協和を日常と想定する立場からは、リチャード・ムーン (Richard Moon) が指摘するように⁽²³⁾、小学校の教師など、未だ人格的自律の形成が不十分な生徒に接する職にある人物 (公教育を担う教員) に対しては、一見すると宗教的シンボルを身につけるべきでないという規範が成り立つようにみえるが、実際には当該生徒らは様々な文化が混在する多文化社会の中で成長してきたのであるから、様々な宗教的シンボルを着用した人物との接触による刺激を日常の生活の中で受けている。従って、教師が改宗を促したり、自身の宗教を教え込むことは問題だが、教師が宗教的シンボルを身に付けていることそれ自体の影響はさほど大きくない。また、寛容の精神を身に付けるために認知的不協和を経験することが必要であるのなら、教師のスカーフの着用を認める根拠ともなろう⁽²⁴⁾。

3. SL 判決

本稿が注目するもう一つのカナダ最高裁判決が 2012 年に下された SL 判決 (S.L. v. Commission scolaire des Chênes)⁽²⁵⁾ である。本判決において、カナダ最高裁は、チェンバレン判決で示した理解を憲法解釈の文脈で明示し、それを「宗教的中立性」の概念として定義し採用したのである。なお、本判決の背景にはケベック州における宗教と教育をめぐる一連の流れが関係しているため、この点について簡単に触れておくことにする⁽²⁶⁾。ケベック州は、1960 年頃まで非常に宗教的な州であり、主にカトリックの教会に関連する機関によって学校教育が管轄されていた。この状況からの変化は 1960 年代に始まった「静かな革命」によってもたらされた。漸進的に世俗化—教育省の設立に

よるケベック州政府の公教育に関するコントロールの取得、ケベック州内での宗派教育委員会 (denominational school boards) の廃止、1867 年憲法 93 条の教育条項からのケベックの離脱等⁽²⁷⁾—が進展し、2000 年に入って全ての公立学校が世俗化された (それまでは公立学校でも「宗教教育」が行われていた)。こうした世俗化の流れの総仕上げとして登場したのが、中立的に宗教及び倫理観について教育をおこなう「倫理・宗教文化教育プログラム (以下 ERCP)」である。SL 判決ではこの ERCP が問題となった。

3-1. 事実の概要

ERCP は客観的・中立的な方法で、世界の宗教について及び倫理的問題に関する教育を課すプログラムで、2008 年から、ケベック州のすべての小・中・高校に、私立・公立を問わず卒業に必要な必修科目としてカリキュラムに組み込まれた。ERCP の目的は、「他者に対する承認」と、「共通善 (common good)」について学習することであり、この目的を達成するための到達目標は、(a) 世界の宗教についての理解、(b) 倫理的問題について自省する能力を獲得すること、(c) 対話に従事する能力を発達させること、である⁽²⁸⁾。

本件は、ケベック州の公立学校に自らの子供を通わせているローマカトリックを信仰する親らが、中立的な観点からカトリシズムについての教育が行われることは、子供に自身の宗教に基づく教育を行う権利を侵害するとして、ERCP からの免除を求めた事例である。

3-2. 法廷意見の概要

マリー・デシャン (Marie Deschamps) 裁判官により法廷意見が執筆された⁽²⁹⁾。

デシャン裁判官は、ERCP は非中立的な教育カリキュラムであるとする親の主張に対して、カナダにおける国家の宗教的中立性の法的枠組みを提示して応答するとともに、親らは、ERCP が自身の真摯な信仰を子どもに伝えるのを妨げていること (信教の自由の制約) を証明できていないと判断する⁽³⁰⁾。

デシャン裁判官によれば、カナダの判例法—ジルバーバーグ判決、カナダ人権擁護協会判決など—における「国家の宗教的中立性の概念は、カナダの多文化的構造 (multicultural makeup) と少数派の保護」に対する鋭敏な感覚に沿って発展してきたものである (paras.17-21)。また、公共空間における宗教的中立性の不可能性を指摘するムーンの見解を引用する (para.30)⁽³¹⁾。その上で、「哲学的観点から、我々は、絶対的な中立性が存在しないことを受け入れなければならない」とし、「現実的で非絶対的なアプローチ」を採用する。彼女によれば、このような構想の「国家の中立性は、国家が特定の宗教的信念を優遇したり、妨害したりしていない場合」、競合する個人の憲法上の権利に配慮しながら、無宗教も含んだ「あらゆる宗教的態度に対して敬意を示す場合」に保障されていると述べる (paras.31-32)。よって、客観的・中立的な方法で宗教・倫理について学習

するプログラムである ERCP は「非絶対的な中立性」に違反しない (para.37)。

次に、デシャンは信教の自由の制約について、まず、①個人の信仰が真摯なものか、②制約が些細なものか取るに足らないものか、を判断するアムセルム・テスト⁽³²⁾に基づいて判断されてきたことを示す。そして、「主観的なテスト」と指摘されてきたアムセルム・テストの主観的要素は、①の部分についてのみ妥当すると指摘したうえで、制約の有無を判断する②の段階においては、「主張者が、自らの権利が侵害されていると主張するだけでは不十分である」と述べる。この段階のテストは、「主張者がある宗教的实践ないし信念が制約されていると真摯に信じているか、ではなく、宗教的实践ないし信念に対する制約が存在するか」なのである。従って、制約の有無については客観的な証明が要求されるという (para.22-23)。ここでデシャンはチェンバレン判決を引用し、カナダのような「多文化社会において、成長過程の子供が認知的不協和に出会うこと」は避けがたいと述べ (para.39)、自身の家族の環境とは異なる多様な宗教・倫理観・文化に触れられること自体を信教の自由に対する制約として認定できないと結論付ける (para.40-41)。

3 - 3. 分析

3 - 3 - 1. 絶対的中立性の不可能性

SL 判決では、チェンバレン判決で制定法上の世俗主義の解釈という形で示唆されたカナダにおける国家と宗教の関係が、憲法上の宗教的中立性概念として、より明確な形で提示されたと評価できるだろう。また、デシャン裁判官がムーンの見解を参照しつつ「絶対的中立性」が不可能と認めている点は興味深い。そもそもムーンがこのような見解を提示する背景には、憲章制定初期にカナダ最高裁が判断を求められたジョーンズ判決 (R v. Jones)⁽³³⁾ の影響がある。

ジョーンズ判決では次のような事例が問題となった。アルバータ州に在住していたトーマス・ジョーンズ (Thomas Jones) 牧師は、彼の教会区において自身の子供と他の子供を学校に通わせず教育していた。アルバータ州の学校教育法⁽³⁴⁾ は、ホームスクールを認めていたが、そのためには教育省からの許可が必要だった。ジョーンズ牧師は、「神の意志 (God's will)」に基づいて彼の子供を教育することの許可を世俗の権威に求めることが、自身の宗教的信念に反するとして、これを拒絶した。彼は、自分の子供の教育についての判断を決定する際に、神にのみ許しを得ればよいと信じていたのである。カナダ最高裁は、ホームスクールを行うために教育省から許可を得ることは、ジョーンズの信教の自由を制限せず、したとしても取るに足らないものであるので、世俗的政府が学校に関する権威 (authorities) を持つことを制定法に基づいて認めるのは、ジョーンズの信仰に影響するとしても「信教の自由を制約することはない」と判示した。カナダ最高裁は、家庭内で宗教教育が可能であり、ホームスクールも認められているので、ジョーンズの有する親として子供を教育する自由は制約されていない点を重視したことになる。しか

し、ジョーンズの主張は、教育に対する政府の権威に対する異議であった。ジョーンズは、彼の子供をホームスクールによって教育する権利を持っている一方で、あらゆる政府の監督から自由である権利を持っていない。彼の見解では、非宗教的ないし世俗的な国家が教育に対して権威をもつことが、信教の自由を侵害するのである。この主張からは、法が理論上純粋に世俗的であることの不可能性と、法はおそらく「宗教的ないし世俗的価値の双方に基づく」ということが示唆される⁽³⁵⁾。

このジョーンズ判決の事案が示唆するもの、あるいはムーンの主張を徹底すれば、宗教的中立性それ自体を不可能として放棄するというアプローチもありえるが、SL判決のデシャン法廷意見は、「現実的で非絶対的なアプローチ」を採用し、カナダの判例法理等から、国家の中立性は、国家が特定の宗教的信念を優遇したり、妨害したりしていない場合及び、競合する個人の憲法上の権利に配慮しながら無宗教も含んだ「あらゆる宗教的態度に対して敬意を示す場合」に保障されていると位置付けるのである。教育に関する事例ではないが、SL判決で示された中立性理解は、2015年のサグネ判決 (*Mouvement laïque québécois v. Saguenay*) によって是認されている⁽³⁶⁾。私見によると、このような中立性理解は、切れ味鋭く国家と宗教の関わり合いを分断するものではないが、「法において絶対的なものの居場所がほとんどない」ことを踏まえれば良き理解であり⁽³⁷⁾、かつ、柔軟なアプローチと評価できる。

3-3-2. 認知的不協和に曝す国家の義務

SL判決はチェンバレン判決で示された多文化社会における認知的不協和が日常生活の一部であるという理解を踏襲しているが、ベンジャミン・バーガー (Benjamin L. Berger) は、デシャン裁判官はチェンバレン判決よりも踏み込んだ説示を行っているという理解する。バーガーによれば、デシャン裁判官は「カナダ社会の多文化的現実」が、政府に対して、子どもたちを、彼ら自身を取り巻く様々な宗教的・文化的現実には曝す「義務」を課すことを示唆している⁽³⁸⁾。この理解によれば、多文化社会における学校教育において子どもたちを認知的不協和に曝すことが規範的に求められる。

ファイサル・バーバー (Faisal Bhabha) が指摘するように、SL判決は信教の自由を根拠に ERCP—多様な価値観/認知的不協和に曝されること—からの免除を求めることを、憲章1条の段階(制約の正当化段階)に至る以前の、憲章2条a項の信教の自由の保護範囲及び制約の有無の段階(信教の自由自体の射程の確定段階)で判断を決しており、信教の自由の「概念上の制約」を構成するため、その肯定には慎重になる必要がある⁽³⁹⁾。この点、バーガーは、教育を「我々の世界に子供たちを引き込む装置」と捉えるハンナ・アレント (Hannah Arendt) の議論を参照し⁽⁴⁰⁾、あらゆる教育に価値を注入する側面があることを否定できないとしつつも、カナダ最高裁の用いる「教え込み (indoctrination)」という概念に着目し、子どもたちを認知的不協和に曝すような教育カリキュラムを正当

化する。バーガーによれば、阻止されるべき教え込みは、「対象について熟慮された選択肢とオルタナティブを抑圧し制限する意図がある」教育である。これに対して、カナダ政府が行っている教育は、子どもたちの「地平を制限する (horizon-limiting)」—子どもたちの世界を閉ざす—ようなプロジェクトではなく、「現在、数学や科学の基本的な知識に匹敵する重要な市民のスキル」となっている「異文化の知識、寛容の習慣、差異に敬意を払った相互交流」といった他者と共生するスキルを発達させることだとする⁽⁴¹⁾。また、ジョスリン・マクルー (Jocelyn Maclure) とチャールズ・テイラー (Charles Taylor) も、「我々が一般的なアイデンティティに関連した差異の範囲を知るために学ぶことが、多様な社会における平和的な共生にとって必要であること」を強調する⁽⁴²⁾。

さらに、国家が市民の形成を担うことを正当化できるかについても問題となろう。ERCPのような教育カリキュラムは、宗教的な親や共同体にとって、自分たちが家や共同体内で教えている宗教理解とは異なる客観的な宗教理解を子どもたちに教えるものであるので、同じくマクルーとテイラーが指摘するように、この種の教育は、親が自身の信念を子どもに伝えることを困難にし、少数派集団が社会からの影響から自身を守ろうと望むことは一層困難になる⁽⁴³⁾。少数派共同体にとって、年少の構成員の教育は共同体の生き残りのために死活問題であろう。確かに、国家が教育の全般的状況のあらゆる考慮を独占し、「子どもの形成において共同体、家族、宗教的価値を締め出すことは、愚かで抑圧的である」⁽⁴⁴⁾。しかし、カナダ政府は、教育に関する責任と役割を、国家と親、共同体等とで分担することを前提としている。その上で場合によっては、国家の役割が優越すると位置付けている。チェンバレン判決のマクラクリン法廷意見は、親が子供の教育について強い利益を持つこと、教育に親が参加することの重要性を認めつつも、「親の見解は重要かもしれないが、コミュニティ内の多様性を反映し、差異に対する寛容と理解を教えるブリティッシュ・コロンビア州の公立学校の絶対必須の地位に勝つことはできない」と判示している⁽⁴⁵⁾。バーガーはこの点について、事実として、家族や共同体の世界と区別される我々の共通世界が、「真実や宗教的多様性、性的多様性、豊かな文化的差異に関して相争われている主張の一つであるとき」、「国家は、共同体ないし家族と一般社会の間の移行に子どもたちを備えさせる責任を有する」という。また、「我々の世界についての重要な政治的事実として、深い多元主義 (deep pluralism)⁽⁴⁶⁾ と世俗主義が絡み合っている場合、市民形成における国家の中心的な役割は、還元不能な公的機能 (irreducible public function)」であるとも指摘する⁽⁴⁷⁾。

多様な価値観が複雑に交錯し競合している「我々の世界」での共生を重要な課題とし、共生の作法を身に着けるための有効な手段である教育において、共同体や家族には担うことのできない国家の役割があるとするバーガーの指摘は正当なものであろう。また、チェンバレン判決における国家の役割の優越は、「差異に対する寛容と理解を教える」という点において認められるのであり、その役割の拡大を無制限に認めるものではないと

解される。そうであれば、少数派共同体もまた、周囲の環境から独立して存在しているわけではない以上—ある文化は他の文化から孤立して発展しているとする「文化純粋主義 (cultural purity)」やある文化は不変的かつ静態的、そして没交渉的であると捉えるような(文化)「本質主義 (essentialism)」は多文化共生・異文化理解において病理の一種として理解されよう⁽⁴⁸⁾—、彼らが「共生のための制約」を一定程度被ることは正当化可能といえるのではないだろうか。

4. 結語

本稿の目的は、①カナダにおける宗教的中立性の意味と、②多文化社会に求められる学校教育の在り方について、その一端をカナダ最高裁の判例分析によって明らかにすることであった。

まず、①カナダにおける宗教的中立性の意味については、当然教育の領域に限られるが、チェンバレン判決で示されたように「世俗主義」という言葉であったとしても、その意味は、多様な価値観に対して「平等な承認と尊重」をもって取り組むこと、あるいは「寛容の価値」として理解されている。そしてこのアプローチは、SL判決によって、「現実的で非絶対的なアプローチ」として定式化された。このアプローチは、ジルバーバーグ判決やカナダ自由人権擁護協会判決を通して分析したように、多数派によって、その他の人々に多数派の文化的規範や基準を課そうとしたり、正当な理由なく公的生活のあらゆる場面において同調を要求したりすることを許さない一方で、公的な領域における政策決定過程だとしても宗教的考慮が入り込むことを認めている。もっとも、これを認めたチェンバレン判決の射程については更なる吟味が必要だろう⁽⁴⁹⁾。とはいえ、日本の憲法学においても、近時、公的領域の包括的非宗教化(宗教の私事化)に対抗する議論が主張されてきているところであり⁽⁵⁰⁾、カナダの議論は、公的領域でどのように宗教を扱うか、という点にも示唆的である。

次に、②多文化社会に求められる学校教育の在り方については、チェンバレン判決で学校における(公)教育の中で、多様な価値観に曝されること、そして、認知的不協和を経験することが、多文化社会における日常であり、これらを通して寛容の価値の学習が可能であることが示された。さらに、SL判決では、自らを取り巻く多様な宗教的・文化的現実子どもたちを曝すことが政府の義務となる場合もあることが示唆された。そして、このような要求が、「多様な社会における平和的な共生」のために、「異文化の知識、寛容の習慣、差異に敬意を払った相互交流」といったスキルを子どもたちに身に付けさせ、彼らの「地平を拓く」教育であるという観点から肯定できることを示した。このような教育が、多文化社会における教育モデルとして真に有効なのかについて、専攻の異なる筆

者には判断出来ないが、多様に異なる価値観を有する他者と真に共生してためには、他者との交流を排した価値世界に自閉し、相互不干渉のもとに単に並存することを目指すよりも、異なる価値観に曝され、自身の価値観を自省しつつ共生のための作法を学ぶ必要があるとする指摘には説得力があるだろう。

また、本稿で明らかとした内容は、より大きな論点を内包しているようにも思われる。カナダ最高裁の判例は、公的な領域における政策決定過程だとして、宗教色を取り除くというよりも一宗教色が不公平な形で存在する場合には取り除かれるけれども一、さらに宗教的考慮が入り込むことを認めている。これは、公的空間と私的空間を区別し、公的空間には宗教を含め個人的な価値観を介入させない「公共的理性 (public reason)」を求める一般的なリベラリズムの考え方と矛盾するようにも見える。リベラリズムを立憲主義の文化として内面化しているとされつつも⁽⁶¹⁾、多文化主義を掲げ、宗教的・文化的多様性の問題に先駆的な取り組みを続けてきた、カナダ最高裁及びカナダ憲法が示す、公的空間と私的空間の関係性は、マクラクリン裁判官が示した「宗教は人々の生活の不可欠の側面であるので、会議室のドアの前に置いておくことはできない」との指摘が一面で真実であることから、真剣に考慮すべき在り方のように思われる。このことを指摘して本稿を終えることにしたい。

注

- (1) 本稿では、歴史的な背景については扱わない。この点については、加藤普章「カナダに独自の政教分離の試み—憲法と教育制度」和田守編『日米における政教分離と「良心の自由」』ミネルヴェ書房、2014年、富井幸雄「カナダ憲法と世俗主義—宗教、教育、国家(一)(二・完)』『法学会雑誌』49巻1号、2008年、201頁以下、同50巻1号、2009年、123頁以下等を参照。
- (2) Benjamin L. Berger, “Religious Diversity, Education, and the ‘Crisis’ in State Neutrality,” *Canadian Journal of Law & Society*, 29, 1 (2014), 103. たとえば、シーク教徒の少年が宗教的装飾物であるカーパン(kirpan) —金属製のダガーのようなもの—を公立学校に持ち込むことの是非が問われたムルタニ判決は非常に多くの関心を集めた。Multani v. Commission scolaire Marguerite-Bourgeoys, [2006] 1 Supreme Court Report (以下、SCR) 256. また、より大きな観点からみると、リベラルな立憲主義にとっても(公)教育における多様な価値観の扱いは難問である。阪口正二郎「リベラルな立憲主義における公教育と多様性の尊重」『一橋法学』2巻2号、2003年、447頁以下、また、近時の業績として、棟久敬「ドイツにおける公教育の中立性—国家の教育委託と公教育の中立性」『一橋法学』10巻1号、2011年、361頁以下等を参照。
- (3) *Canadian Charter of Rights and Freedoms*, Part 1 of the Constitution Act 1982.
- (4) *Mouvement laïque québécois v. Saguenay*, [2015] 2 SCR 3 para.1. See also Sujit Choudhry, “Rights Adjudication in a Plurinational State: the Supreme court of Canada, Freedom of Religion, and the Politics of Reasonable Accommodation,” (2013) 50, *Osgoode Hall Law Journal*, 50 (2013), 575.

- (5) 只野雅人「国家の宗教的中立性と多様性」同『憲法の基本原理から考える』日本評論社、2006年、228頁等。
- (6) Chamberlain v. School District No.36, [2002] 4 SCR 710. 以下本章中での引用頁は括弧内に記す。
- (7) 補助教材として認可されなかったのは、Rosamund Elwin, Michele Paulse, and Dawn Lee, *Asha's Mums* (Toronto: Women's Press, 1990); Leslea Newman & Michael Willhoite, *Belinda's Bouquet* (New York: Alyson Books, 1991); Johnny Valentine & Melody Sarecky, *One Dad, Two Dads, Brown Dad, Blue Dads*, (New York: Alyson Pubns, 1994) の3冊の絵本である。
- (8) Chamberlain v. School District No.36, [1998] 168 Dominion Law Reports (以下、DLR) (4th) 222, para.93.
- (9) *School Act*, Revised Statutes of British Columbia 1996, c.412.
- (10) 補助教材は、すべての授業で必ず使わなければならないものではない。教育委員会によって選択されたものの中から、教師が使用するものを選択することができる。
- (11) 本件は7対2の判決となり、ルイ・ルベル (Louis LeBel) 裁判官による結論同意意見とチャールズ・ゴンティエ (Charles Doherty Gonthier) 裁判官とミシェル・バスタロシュ (Michel Bastarache) 裁判官による反対意見がある。
- (12) 行政裁量審査に用いるアプローチとしては、正確性の基準 (correctness)、明白な不合理性の基準 (patent unreasonableness)、合理性の基準の3つがある。これらは、行政による決定に対して裁判所が示すべき敬讓の度合いによって区別され、正確性の基準は最も敬讓の度合いが低く (裁量行使に唯一の正解があり、判断代替型の審査が行われる)、明白な不合理性の基準は最も敬讓の度合いが強い。合理性の基準はその中間である。なお、どの審査基準が適切かは、①(司法審査に対する)制限条項 (privative clause) を立法が含むか、②専門性、③特定の条文ないし制定法全体の目的、④問題の性質、といった観点を総合して判断すると説明される (paras.4-16)。
- (13) 認知的不協和とは、自己の中で矛盾する情報に接し不快感を覚える状態を意味する。もともと、認知的不協和は、この状態を緩和する心理的働きを説明する認知的不協和理論として社会心理学者のレオン・フェスティンガー (Leon Festinger) によって提唱されたものである。社会心理学者の小坂井敏明の説明によれば、この理論から、「他人の意見に流されず、自分の頭で考えて判断・行動し、自らの行為に責任を持つ」近代社会が理想とする「自律的人間像」は、「心理機構の原理からして、そんな人間は実際にはありえない」ことが示され、個人主義的傾向を持つ人物こそ、「強制された行為を自己正当化しやすい、したがって認知不協和を緩和するために意見を変える」という逆説的な結論が導かれる」。この問題は、現在の憲法学の要ともいえる近代立憲主義及びその前提たる個人像や、本稿が扱う宗教的・文化的多様性の問題に根本から影響を与える議論であるが、本稿の射程を遥かに超える議論であるため、別稿にて扱うことにしたい。小坂井敏明『社会心理学講義』筑摩書房、2013年、161頁以下。See Leon Festinger, *A Theory of Cognitive Dissonance* (California: Stanford University Press, 1954). 同書の邦訳として、レオン・フェスティンガー著、末永俊郎監訳『認知的不協和の理論』誠信書房、1965年。
- (14) Howard Kislowicz, "Freedom of Religion and Canada's Commitments to Multiculturalism," *National Journal of Constitutional Law*, 31 (2010), 1, 18-19.
- (15) なお、合理的配慮との関係では、何らかの配慮を行うことが宗教的中立性の要請と衝突するか、という形で問題化されるが、カナダにおいてこのような形で論じられ

- ることは少ない。参照、山本健人「カナダにおける信教の自由と合理的配慮の法理—その多文化主義的擁護に向けた緒論」『法学政治学論究』110号、2016年、232-233頁。
- (16) *Zylberberg v. Sudbury Board of Education*, [1988] 52 DLR (4th) 577.
- (17) 憲章1条は、「権利及び自由に関するカナダ憲章」は、法で定められ、自由で民主的な社会において明確に正当化することができる合理的制約にのみ服することを条件に、この憲章で規定する権利及び自由を保障する」と規定しており、カナダにおいては、権利の制約が認められた後にその正当化を審査する二段階の審査となっている。
- (18) *Canadian Civil Liberties Assn. v. Ontario*, [1990] 65 DLR (4th) 1.
- (19) Richard Moon, *Freedom of Conscience and Religion* (Toronto: Irwin law Inc., 2014), 32.
- (20) この点に関する文献は枚挙に暇がないが、ヨーロッパにおける議論状況を総括しようとするものとして、クリスチャン・ヨブケ著、伊藤豊ほか訳『ヴェール論争』法政大学出版会、2015年。学際的な研究成果として、内藤正典、阪口正二郎編著『神の法 vs. 人の法』日本評論社、2007年等参照。
- (21) カナダも多くの西洋社会が直面しているように、イスラームのスカーフ問題に直面しており、近年ではニカブやブルカといった全身及び顔の大部分を覆う服装の着用をめぐる問題も提起されている。もっとも、これらの服装に対しては、着用を求め場所や文脈によっては、安全性の問題等も提起され、信教の自由や寛容に留まらない議論が必要となっている。カナダにおけるこの議論の一端については、山本健人「市民権取得と多文化国家カナダ—イスラーム判決の位置付けとその憲法問題」『法政論叢』53巻1号、2017年、135頁以下、とりわけケベック州の最新事情を紹介するものとして、丹羽卓「ケベックの「開かれたライシテ」—自由主義と共和主義の狭間で」『金城学院大学キリスト教文化研究所紀要』21号、2017年、45頁以下を参照。
- (22) 問題の困難性を指摘するものとして、渡辺康行「イスラーム教徒の教師のスカーフ事件」木下智史編著『事例研究憲法〔第2版〕』日本評論社、2013年、326頁以下参照。
- (23) Moon, *Freedom of Conscience and Religion*, 122-124.
- (24) 斎藤一久はドイツの議論を参照しつつ、女性教員のスカーフの着用について「あくまでイスラームを授業時間中に積極的に支持するような言動が具体的にあった場合にのみ禁止されると考える余地もあるのではないだろうか」と指摘しており、本稿の視点はこのような主張を補強することになる。斎藤一久「政教分離」『法学教室』416号、2016年、40頁。また、斎藤一久「ドイツにおける多文化教育の一断面—イスラーム教をめぐる問題を中心として」『早稲田法学会誌』52巻、2002年、147頁以下参照。
- (25) *S.L. v. Commission scolaire des Chênes*, [2012] 1 SCR 235. 以下本章中での引用頁は括弧内に記す。なお本件を紹介するものとして、栗田佳泰「判批」『法政理論』49巻3・4号、2017年、226頁以下。
- (26) より詳しくは、伊達聖伸「宗教を伝達する学校—ケベックのライシテと道徳・倫理・文化・スピリチュアリティ」『宗教研究』85巻2号、2011年、479頁以下参照。
- (27) 1867年憲法93条は、教育に関する州の排他的な立法権を認めつつも、連邦結成当時に認められていた権利や学校に不利を及ぼすことを制限するものである。
- (28) ERCPは私学教育法111条に基づき、規則によって、私立学校に対する免除措置を認めており、私立学校の提示した独自のプログラムがERCPと「同等 (equivalent)」であると、ケベック州の教育等担当大臣が判断した場合、免除が認められる。*An Act respecting private education*, Civil Code of Québec, c. E-9.1, s.111; *Regulation respecting the application of the Act respecting private education*, CQLR, c. E-9.1,

- r. 1, s. 22. なお、この私立学校の免除の許否もカナダ最高裁で争われており、宗教系私立学校に求められる「同等」の意味は、ERCP と全く同じことを意味するのではなく、一定の制限の下、宗教的観点を踏まえた独自のアレンジを加えることが認められている。Loyola High School v. Quebec (Attorney General), [2015] 1 SCR 613.
- (29) 本件は全員一致の判決だが、ルベル裁判官が結論同意意見を執筆している。
- (30) なお、本件が、ERCP 開始直後のものであり、公立学校において、当該カリキュラムがどのように機能するかについて利用可能な証拠がないことを強調していることには留意する必要がある。
- (31) Richard Moon, “Government Support for Religious Practice,” in Richard Moon ed., *Law and Religious Pluralism in Canada* (Vancouver: UBC Press, 2008), 231. デシャン裁判官が引用するのは、次のような指摘である(なお、省略箇所は判決文での引用の通りである)。「もし、世俗主義や不可知論の立場、…を宗教的信仰と同等のものとするれば、政府が宗教全般に対して支援を行ったとき、それらを支持する者は、排除され周縁化されたと感じるだろう。しかし、同様に、公的領域から宗教を完全に取り除くとき、宗教の支持者は同じことを感じるだろう。…不可知論および無神論の進展とともに、公的空間における宗教的中立性は不可能となったのである」。このムーンの指摘には、細部で論旨が不明な部分があるが、後述するジョーンズ判決を念頭に公共空間における絶対的中立性が不可能であるという主張と解することはできる。
- (32) アムセルム・テストは、「特定の宗教的体系に帰属していること」ではなく、「個人が当該宗教をどのように解釈しているか」を判断基準とするため「宗教に対する主観主義的理解」を反映するものとも指摘できる。山本健人『『カナダの多文化主義』に基づく憲法解釈の一側面—信教の自由における『承認』の原理を中心に』『法学政治学論究』107号、2015年、53-54頁。Syndicat Northcrest v. Amselem, [2004] 2 SCR 551.
- (33) R v. Jones, [1986] 2 SCR 284.
- (34) *Alberta School Act*, Revised Statutes of Alberta 1980, c S-3, s 143(1)(a).
- (35) Moon, “Government Support for Religious Practice,” 77.
- (36) *Mouvement laïque québécois v. Saguenay*. なお、本件では、ケベック州サグネ市の議会において開会の際に行われていた無宗派のお祈り(ecumenical prayer)が、無宗教者である原告の信教の自由を制約し、憲章1条のもとで正当化できないと判断された。カナダ最高裁は、信教の自由のコロラリーとして宗教的中立性が導かれるとしてうえで、国家がある宗教を非宗教あるいは他の宗教よりも支援したり優遇したりする、または劣位におくことを禁止する、宗教的中立性の義務は、差別から自由な公的空間を創り出すことを助け、またそれは、カナダにおける「多文化主義や多様性の役割を促進させる」とともに、自身の信仰に拘らず公的生活への参加を奨励する「自由や民主的社会」といった概念にとって必須事項であると述べている。
- (37) Faisal Bhabha, “From Saumur to L. (S.): Tracing the Theory and Concept of Religious Freedom under Canadian Law,” *Supreme Court Law Review* (2nd Series), 58 (2012), 110, 134. See also S.L. v. Commission scolaire des Chênes, para.31.
- (38) Berger, “Religious Diversity, Education, and the ‘Crisis’ in State Neutrality,” 113. See S.L. v. Commission scolaire des Chênes, para.40.
- (39) Bhabha, “From Saumur to L. (S.),” 133. 彼は、概念上の制約(対内的制約)と実際

上の制約(対外的制約)を区別し、カナダにおけるこれまでの信教の自由判例の大半が、憲章1条の下で、外在的観点からの実際上の制約の問題として判断されており、信教の自由の概念的分析が不十分であると指摘する。

- (40) Hannah Arendt, “The Crisis in Education,” in *Between Past and Future* (London: Penguin Books, [1968] 2006). 同書の邦訳として、ハンナ・アーレント著、引田隆也、齋藤純一訳「教育の危機」同『過去と未来の間』みすず書房、1994年。
- (41) Berger, “Religious Diversity, Education, and the ‘Crisis’ in State Neutrality,” 115. 関連して、教育が価値注入という側面を多かれ少なかれ持つことについては、内野正幸「教育権から教育を受ける権利へ」『ジュリスト』1222号、2002年、102頁以下及び、齋藤愛『異質性社会における「個人の尊重」』弘文堂、2015年、218頁以下等を参照。
- (42) Jocelyn Maclure & Charles Taylor, *Secularism and Freedom of Conscience* (Cambridge, MA and London: Harvard University Press, 2011), 47.
- (43) *Ibid.*, 16.
- (44) Berger, “Religious Diversity, Education, and the ‘Crisis’ in State Neutrality,” 114.
- (45) *Chamberlain v. School District No.36* (2002), para.33.
- (46) なお、「多元主義(pluralism)」という言葉は、「多様性を尊重する態度」を推奨する「規範的概念」という意味で用いる。我が国において、多元主義は様々な意味合いで用いられるが、カナダでの使われ方としてはこの用法が最も一般的だと思われる。ジェラルド・ブシャー著、丹羽卓監訳『間文化主義』彩流社、2017年、19頁。また、ブシャーは、「多元主義には多様な適用が可能であり、複数のモデルを産出する(多文化主義、間文化主義、共和主義など)」として概念間の整理を行っている。
- (47) Howard Kislowicz, “Faithful Translations?: Cross-Cultural Communication in Canadian Religious Freedom Litigation,” *Osgoode Hall Law Journal*, 52 (2014), 141, 155; Avigail Eisenberg, “Rights in the Age of Identity Politics,” *Osgoode Hall Law Journal*, 50 (2012), 609, 619.
- (48) Berger, *Religious Diversity, Education, and the ‘Crisis’ in State Neutrality*, 115.
- (49) 地域コミュニティにおける学校教育というチェンバレン判決で問題となった事案に限定されるのか、より一般的な規範となるのか、という点である。後者のように理解する立場がカナダにおいては有力なようではある。See Richard Moon, “Freedom of Religion under the Charter of Rights: the Limit of State Neutrality,” *UBC Law Review*, 45 (2012), 497.
- (50) たとえば、石川健治「精神的観念的基礎のない国家・公共は可能か？」駒村圭吾編『テクストとしての判決』有斐閣、2016年、157頁以下、大石眞「政教分離原則の再検討」同『権利保障の諸相』三省堂、2014年、92頁以下、片桐直人「政教分離の位置」『法学セミナー』729号、2015年、41頁、田近肇「日本型政教分離とその課題」宍戸常寿、林知更編『日本国憲法の70年』岩波書店、2018年、117頁以下等参照。
- (51) Benjamin L. Berger, *Law’s Religion* (Toronto: University of Toronto Press, 2015), 119-120.

(やまもと けん と 大阪経済法科大学)

Children’s Exposure to Diverse Values at Schools: A Constitutional Perspective on Religion and Education in Canada

Kento Yamamoto

Education—particularly public education—has become quite a challenge for the relation between the state and religious diversity in Canada, which is deeply grounded on the country’s history. The educational field remains a primary venue for contemporary debates on the meaning of secularism/religious neutrality as well as the management of religious differences.

This paper analyzes two decisions of the Supreme Court of Canada from a constitutional perspective, in which problems relating to religion and education curriculum have been contested among religious and educational issues. The first is *Chamberlain v. School District No. 36*, where the Supreme Court overruled the decision of the Surrey, British Columbia, School Board to ban the use of supplementary materials depicting same-sex-parented families in kindergarten/grade one curriculum. This decision was based on the religious sentiments of a group of parents in the school district. The second is *S.L. v. Commission scolaire des Chênes*, where the Supreme Court held that a mandatory course in the Ethics and Religious Culture Program (ERCP) in Quebec did not violate the religious freedom of students and their parents. The ERCP is mandatory for students in all educational institutions—public or private, confessional or nonconfessional—and it seeks to educate students about the different ethical and cultural frameworks in Quebec and to instruct them on a range of religious traditions and the history of religion in Quebec from a neutral perspective.

The goal of this paper is to analyze these two cases and examine (1) the meaning of religious neutrality in Canada and (2) the kind of school education that a multicultural society requires.

First, in *Chamberlain*, the Supreme Court of Canada held that section 76 of the School Act’s “insistence on strict secularism does not mean that religious concerns have no place in the deliberations and decisions of Board . . . What secularism does rule out, however, is any attempt to use the religious views of one part of the community to exclude from consideration the values of other members of the

community.” In this ruling, tolerance value changes the meaning of the word “secular,” which is ordinarily defined as “not having any connection with religion.” Such an understanding has resulted in the concept of “religious neutrality” based on religious freedom in *S.L.* Furthermore, the precedent analysis confirms that the core of religious neutrality in Canada is that the state must not support or prefer practices of one religion over those of another or religious practices over nonreligious practices.

Second, in its majority decision in *Chamberlain*, the Court affirmed children’s exposure to diverse values around them. Some cognitive dissonance was judged to be part of daily life in a multicultural society. Moreover, in *S.L.*, the Court held that “exposing children to a variety of religious facts . . . does not in itself constitute an infringement of s. 2(a) of the Canadian Charter.” I support this position of the Supreme Court because the government tried to provide children with “intercultural knowledge, habits of tolerance, and respectful interaction across difference” toward a “peaceful coexistence in a diverse society.” Deep pluralism and secularism are important political facts about our world, and “a central role for the state in citizen formation seems to be an irreducible public function.”

Such a discussion in the Canadian context is suggestive of recent trends in Japan’s constitutional theory, which criticizes comprehensive nonreligious in public spaces.

(Osaka University of Economics and Law)